

# 石狩市社会教育関係団体の概要

石狩市教育委員会

## (1)「社会教育関係団体」とは

石狩市における社会教育関係団体として登録できる団体は、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体のうち、次に掲げる基準に適合した団体が必要です。

- ① 公の支配に属さない団体であること。
- ② 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、継続的かつ計画的に活動する団体であること。ただし、次の行為を行わない団体であること。
  - ア 営利を目的とした事業又は営利事業の援助する行為
  - イ 特定の政党の利害に関する行為
  - ウ 公の選挙に関して特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為
  - エ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為
- ③ 団体の組織及び運営に関し、次の要件を具備していること。
  - ア 団体の構成人事が10人以上で、原則として構成員の2分の1以上が石狩市内に在住、在勤、在学していること。
  - イ 団体の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所を石狩市内に有すること。
  - ウ 原則として団体の代表者が石狩市内に在住、在勤、在学すること。
  - エ 代表者、副代表者、会計監査等の役員及び総会に関する規約を定めるとともに、毎年活動計画及び活動予算を整備し、自主的かつ継続的な活動を行っていること。
  - オ 活動を行うための会計処理及び経理管理の体制を有していること。
  - カ 団体の活動実績等が確認できること。

## (2)「石狩市社会教育関係団体」に登録すると・・・

- ・石狩市教育委員会が認める団体として活動することができます。
- ・団体の活動内容や代表者の連絡先等の情報は、石狩市ホームページの社会教育関係団体一覧に掲載し、団体情報として公開します。また、団体やサークル等を探している市民の方へ情報提供する場合があります。
- ・市の社会教育施設および公共施設等を利用する際、使用料の減免措置を受けることができます。

### (3)「社会教育関係団体」の認定の有効期間と代表者変更など

- 認定の有効期間は永年ではありません。また、代表者や団体名等に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。
- 認定の有効期間は、登録の日から起算して3年を経過した日の属する年度の5月31日までとします。
- 更新手続きについては、更新時期が近づきましたら、社会教育課から関係書類を郵送いたします。
- 申請時の内容に変更が生じた場合は、速やかに「変更届（第5号様式）」に変更箇所を記入のうえ、社会教育課へ提出してください。届出がない場合、更新手続き等に必要な書類を郵送できなくなることがありますので、ご注意ください。
- 団体を解散する場合は、「変更届（第5号様式）」を社会教育課へ提出してください。

### (4)「社会教育関係団体」の登録について

登録をするためには次の書類の提出になります。

- 石狩市社会教育関係団体登録申請書（第1号様式）
- 団体役員・名簿（第2号様式）
- 団体活動計画書（第3号様式）
- 団体紹介資料（第4号様式）→石狩市社会教育関係団体登録要綱第5条に基づく
- 団体規約（会則）
- 予算書（最も新しいもの）
- 決算書（会計年度を終えた最も新しいもの）
- 活動実績等の資料